## 平成5年度病害虫防除基準(水稲)に採用した主な薬剤とその使用法

(農試 環境部)

## 1. 背景とねらい

病害虫防除において、最近の防除法の多様化、病害虫の発生動向の多様化など から、これらに対応した的確な防除法の開発とその実用化が望まれている.

新規登録農薬等について検討した結果,本県の病害虫発生様相,防除効果及び 安全性の問題からも,適用性が高いと考えられる薬剤を防除基準に採用したので, 薬剤の特性,使用法について解説して指導上の参考に供する.

## 2. 技術の内容

平成5年度病害虫防除基準に新たに採用した主な農薬及びその対象病害虫は, 以下のとおりである。またその使用法と使用上の留意点は表1に示した。

- (1)カスガマイシン粒剤・・・・・・・・苗立枯細菌病
- (2)フェリムゾン・トリシクラゾール剤・・・いもち病、ごま葉枯病(粉剤)
- (3)ジクロメジン・フサライド水和剤・・・・いもち病、紋枯病
- (4)ベンスルタップ粒剤・・・・・・・イネクビボソハムシ
- 3. 指導上の留意事項

表1に示した.

表1 平成5年度病害虫防除基準に採用した主な新農薬と新しい使用方法

農薬の種類 [農薬名](成分量)	対象病害虫	使 用 法	使用上の留意点
カスカ、マイシン粒剤[カスミン粒剤](30%)	苗立枯細菌病	防除時期:播種前 防除方法:育苗用土 5 Q に対してねなり粒 剤を30g混和する.	1. 叔沙粒剤は、もみ枯細菌病に対する防除薬剤として、昨年まで20g/用土5gで採用してきたが、20gでは苗立枯細菌病に対しては効果が不安定であり、また両細菌病は、肉眼的には区別が難しいため、育苗期に発生する細菌病の防除対策として30g/用土5gで統一した。 2. 薬剤だけでは防除は完全とはいえないため温度管理、水管理等の耕種的防除法を必ず組み合わせる。
フェリムソ、ン・トリシクラソ、- ル剤[ノンプ、ラス粉剤DL (2%, 0.5%), 水和 剤(30%, 10%)]	いもち病, ごま葉枯病 (粉剤)	防除時期:葉いもちの急増期,穂いもちおよびごま葉枯れを対象に出穂直前または穂揃期に散布する	1. フェリムゾン・トリシクラゾール剤は、粉剤と水和剤で使用時期の制限が異なるので注意する。 2. 本剤およびフェリムゾンを含む総使用回数は2回以内に制限されていることから、計画的な使用に努める。
ジ クロメジ ン・フサライト・ 水和剤[ラブ サイト・モンカ・ート・88](8%, 8%)	いもち病 紋枯病	防除時期:出穂10〜 5日前に空中散布剤 として使用する.	1. 同一薬剤の連用はさけ、計画 的に使用する
ベンスルタップ 粒剤[ <i>ルー</i> パン粒剤](4%)	イネクピ <sup>*</sup> ま <sup>*</sup> ソハム シ	防除時期:移植直前 防除方法:箱あたり 60~80g散布する.	1.使用にあたっては、防除基準の育苗箱施用上の留意事項を厳守する。